

委 託 契 約 書 (案)

茨城県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、茨城県伝統工芸品及び茨城県伝統工芸士紹介ウェブサイト制作業務について、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務）

第1条 甲は、次の事業（以下「委託業務」という。）の実施を乙に委託し、乙は、これを委託するものとする。

(1) 委託業務名

茨城県伝統工芸品及び茨城県伝統工芸士紹介ウェブサイト制作委託業務

(2) 委託業務内容

別添委託業務仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年3月31日まで

（委託業務の遂行）

第2条 乙は、業務の実施にあたっては、業務計画書（様式第1号）を提出するとともに仕様書及び甲の指示に従って行わなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託費の限度額）

第3条 委託業務に要する経費（以下「委託費」という。）は、金〇〇〇〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇円）以内とする。

2 乙は、委託費を仕様書に記載された委託業務の実施に係る対象経費の費用区分に従って使用しなければならない。仕様書が変更された場合も同様とする。

（委託費の支払）

第4条 甲は、委託業務が終了し、その額が確定した後に、乙の適正な支払請求書を受理した日から30日以内に支払うものとする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は契約金額の100分の10とする。ただし、茨城県財務規則第138条第2項の各号のいずれかに該当する場合は、全部又は一部を免除する。

（委託費の用途）

第6条 乙は、委託費を委託業務以外の目的に使用してはならない。

2 甲は、乙が前項の規定に違反したときは、その違反にかかる金額の返還を乙に請求することができるものとする。

(再委託の制限)

第7条 乙は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合には、仕様書に規定のあるものを除き、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。ただし、契約に基づいて生ずる権利は、第三者に譲渡してはならない。

(秘密の保持)

第8条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、この契約の目的以外に使用し、又は第三者に漏らしてはならない。また、個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、個人情報の取扱いに関する特記特約事項を遵守しなければならない。

(実績報告等)

第9条 乙は、委託業務が完了したとき（委託業務を中止し、又は廃止したときを含む。）は、委託業務の実績報告書（様式第2号）及び収支計算書（様式第3号）を委託業務終了の日から起算して14日以内又は令和6年3月31日のいずれか早い日まで甲に提出しなければならない。

(検査及び委託費の確定)

第10条 甲は、前条の規定により実績報告書及び収支計算書の提出があったときは、遅滞なく、この契約内容に適合するものであるかどうかを検査し、適合すると認めたときは、委託費の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

(過払金の返還)

第11条 乙は、既に支払を受けた委託費が前条の委託費の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

(委託業務の報告など)

第12条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託費の使途、その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

(委託業務の変更等)

第13条 甲は、委託業務の内容を変更する必要があるときは、直ちに乙に協議しなければならない。ただし、この規定に関わらず、甲が委託業務の実施について改善する必要を認めるときは、その改善事項を乙に指示することができるものとする。

2 乙は、やむを得ない事情により、委託業務の内容を変更する必要があるときは、その旨を文書により甲に申し出て、その承認を受けなければならない。

(事情変更による解除)

第14条 甲及び乙は、前条の協議又は承認の結果により、この契約の解除又は一部の変更を行うことができるものとする。

2 前項の規定により契約の解除があったときは、甲は、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができるものとする。

(契約の解除等)

第15条 甲は、乙がこの契約を履行しないとき又はこの契約に違反したときは、契約を解除し、又は変更し、既に支払った金額の全部又は一部の返還を請求することができる。

2 前項の契約解除によって生じた損害については、甲はその責めを負わないものとする。

(委託業務の遂行が困難な場合の措置)

第16条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。

3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条及び第9条から第11条までの規定に準じて精算するものとする。

(契約内容不適合)

第17条 甲は、第10条の検査に合格した成果品であっても、当該成果品が契約内容に適合しないことが判明した場合は、検査通知後1年間以内において、その不適合内容の修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

2 乙は、甲から不適合内容の修補の請求があった場合は、速やかに所要の修補を行い、検査を受けなければならない。

3 前2項の場合においては、乙はそのために契約金額を増額し、又は契約期間を延長することはできない。

(著作権)

第18条 乙は、この委託業務にあたり使用した写真、イラスト及び原稿を、納品時に全て甲に引き渡すものとする。この際、当該写真、イラスト、原稿、及びウェブサイトに関する著作権は、他印刷物等への再利用に係る権利を含めて乙から甲へ譲渡するものとする。

(帳簿等)

第19条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、金額の出納を明らかにしておかなければならない。

2 乙は、会計に関する帳簿、書類等をその完結の日から5年間保存するものとする。

(損害賠償)

第20条 乙は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、直ちに損害を賠償しなければならない。

(1) 乙が、委託業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。

(2) 第15条の定めによりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第21条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(協議)

第22条 この契約に定めるもののほか、委託事務の遂行に関し必要な事項は、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 水戸市笠原町978番6
茨城県知事 大井川 和彦

乙

(別記)

特約事項

1 個人情報の保護に関する条例等の遵守

受託者（以下「乙」という。）は、個人情報の保護に基づく法律及び茨城県（以下「甲」という。）の定める情報セキュリティポリシーに基づき、本個人情報の取扱いに関する特約事項を遵守しなければならない。

2 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

3 法人情報等の収集の制限

委託業務を処理するため法人情報等を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

4 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

5 守秘義務

委託業務の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、雇用にあたり、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

6 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

委託事業実施計画書

1 委託事業名

茨城県伝統工芸品及び茨城県伝統工芸士紹介ウェブサイト制作業務

2 事業実施計画

(1) ウェブサイトの制作、維持管理

実施時期	事業内容	備考

(2) リーフレットの制作

実施時期	事業内容	備考

(3) その他上記業務の一体的なマネジメント等

実施時期	事業内容	備考

3 事業実施体制図及び連絡先

（別紙として添付する）

※ 委託業務仕様書の実施項目を踏まえて記載すること。

※ 適宜、行を追加して記載することができる。

茨城県知事 大井川 和彦 殿

(受託者)
住 所
代表者氏名

茨城県伝統工芸品及び茨城県伝統工芸士紹介ウェブサイト制作業務に係る実績報告書

令和 年 月 日付けで受託した標記業務が完了しましたので、委託契約書第9条の規定により収支計算書を添えて下記のとおり報告します。

記

1 業務内容

- (1) ウェブサイトの制作、維持管理
- (2) リーフレットの制作
- (3) その他記業務の一体的なマネジメント等

- ※ 委託業務仕様書の実施項目を踏まえて記載すること。
- ※ 適宜、行を追加して記載することができる。写真・データ等を添付すること。

2 収支計算書

別添のとおり

様式第3号（第9条関係）

収支計算書

1 収支総括表

区 分		金 額(円)	備 考
収入の部	委 託 費		
	その他収入		
	計(①)		
支出の部	事 業 費		
	管 理 費		
	消費税及び地方消費税		
	計(②)		
収支差引(①-②)			

2 支出明細表

費 用 区 分	内 訳
事 業 費	(1) ウェブサイトの制作、維持管理
	(2) リーフレットの制作
	(3) その他上記業務の一体的なマネージメント等
小計(①)	
管理費(②)	
消費税及び地方消費税の額(③)	
合計 (①+②+③)	